

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和6年1月11日午後3時00分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 石本 晋也	2番 澤田 嘉之
5番 田中 正博	7番 山本 功
8番 井澤 茂治	9番 中川 茂成
10番 田中 安弘	11番 山本 千恵子
12番 田中 吉照	13番 草嶋 邦子
16番 杉嶋 秀美	17番 森島 隆詞
18番 井上 和也	19番 岩井 三郎

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3番 野秋 眞秀	4番 堀内 大
6番 中村 正	14番 新司 吉行

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15番 松尾 清敏

事務局	八田 貴史
	山口 健司
	下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	令和5年度農用地利用集積計画（第8次）の決定について
報告第1号	非農地証明交付申請について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

8、署名委員

17番 森島 隆詞	18番 井上 和也
-----------	-----------

9、閉会の日時 令和6年1月11日午後4時40分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年第1回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中14名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

議長 総会を始めます前に、委員の皆さんと共に、元旦に発生した「令和6年能登半島地震」でお亡くなりになられた方々へのお悔やみと、被害に遭われた方々へのお見舞いを申し上げます。

また、被災地に物資を届けようとしていた海上保安庁の航空機と旅客機との衝突事故はたいへん痛ましく、心より哀悼の意を表したいと思っております。

議長 それでは、改めまして、皆さん、新年、明けましておめでとうございます。

本日も何かとお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、当委員会としましては、マスクの着用は個人の判断としますが、引き続き感染予防対策をする中で、総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、17番森島隆詞委員、18番井上和也副会長のお二人にお願いいたします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より議案第1号の1番について、提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については2ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人が高齢で従事が難しくなったため、親戚である譲受人への所有権の無償移転申請です。

譲受人は営農地のすべてを耕作されておりますので、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議長 議案第1号の1番については、地区担当委員の石本委員が現地確認を行っておられま

すので、補足説明をお願いします。

石 本 1 番、石本です。

1 番の案件につきまして、令和 6 年 1 月 4 日に森島委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地は農地として、適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第 1 号の 1 番については、許可することに決定いたします。

議 長 続いて議案第 1 号の 2 番ですが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条（議事参与の制限）により、中村委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 続きまして、1 ページにお戻りいただき、2 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 3 ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人の営農規模縮小による所有権の有償移転申請です。

譲受人は営農地のすべてを耕作されておりますので、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第 3 条第 2 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております、以上です。

議 長 議案第 1 号の 2 番については、地区担当委員の杉嶋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

杉 嶋 1 6 番、杉嶋です。

2番の案件につきまして、令和6年1月9日に岩井会長と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地は農地として、適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号の2番については、許可することに決定いたします。
中村委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 中村委員にお伝えします。議案第1号、2番の計画は議案どおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号、令和5年度農用地利用集積計画（第8次）の決定について、を議題とします。事務局より議案第2号の1番から10番について、提案及び説明を願います。

事務局 それでは4ページをお開きください。議案第2号、令和5年度農用地利用集積計画（第8次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

5ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については12ページの地図のとおりです。

5ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については13ページの地図のとおりです。

6ページをお開きください。3番でございます。

【 提案説明 】

場所については15ページの地図のとおりです。

6ページにお戻りいただき、4番・5番は一緒に説明させていただきます。

4番でございます。

【 提案説明 】

7ページをお開きください。5番でございます。

【 提案説明 】

場所については17ページの地図のとおりです。

7ページにお戻りいただき、6番でございます。

【 提案説明 】

場所については19ページの地図のとおりです。

7ページにお戻りいただき、7番でございます。

【 提案説明 】

場所については21ページの地図のとおりです。

8ページをお開きください。8番でございます。

【 提案説明 】

場所については23ページの地図のとおりです。

8ページにお戻りいただき、9番でございます。

【 提案説明 】

場所については25ページ及び26ページのの地図のとおりです。

9ページをお開きください。10番でございます。

【 提案説明 】

場所については28ページの地図と、17ページにお戻りいただいた地図の上段部分です。

以上の1番から10番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは1番から10番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、1番から10番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号の1番から10番についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続いて11番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、
井澤委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、9ページにお戻りいただき、11番でございます。

【 提案説明 】

場所については19ページの地図右側のとおりです。

以上の11番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます、以上です。

議長 それでは11番の議案について、審議をお願いいたします。

議長 何かご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議長 それでは、11番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号の11番についての計画は議案どおり決定いたします。
井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議長 井澤委員にお伝えします。議案第2号の11番の計画は、議案通り決定しました。

議長 続いて12番・13番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、中村委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、9ページにお戻りいただき、12番でございます。

【 提案説明 】

場所については31ページの地図のとおりです。

それでは10ページにお戻りいただき、13番でございます。

【 提案説明 】

場所については26ページの地図のとおりです。

以上の12番・13番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます、以上です。

議長 それでは12番・13番の議案について、審議をお願いいたします。

議長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、12番・13番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号の12番・13番についての計画は議案どおり決定いたします。
中村委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 中村委員にお伝えします。議案第2号12番・13番の計画は、議案通り決定しました。

議 長 続きまして、報告第1号、非農地証明交付申請について、を報告します。事務局より
議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、32ページをお開きください。報告第1号、非農地証明交付申請について、
でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については33ページ及び34ページの地図のとおりです。

本件は、平成20年頃には少なくとも耕作がされておらず、竹が繁茂し山林と化して
おり農地への復旧や営農も困難であることから、非農地と認定して問題のないものと考え
えます。

35ページをお開きください。2番でございます。

【 提案説明 】

場所については36ページの地図のとおりです。

本件は、平成23年頃から耕作がされておらず、山間部にある谷間で、原野と化して
おり農地への復旧や営農も困難であることから、非農地と認定して問題のないものと考え
えます。

以上で報告を終わります。

議 長 報告第1号の1番及び2番については、地区担当委員の杉嶋委員が現地確認を行って
おられますので、補足説明をお願いします。

杉 嶋 16番、杉嶋です。

1番の案件につきまして、令和6年1月9日に岩井会長、中村委員、山口局長補佐と
申請者の委任者の案内のもと、申請のありました現地を確認しました。ただいま、事務
局から説明のありましたとおり、当該地は傾斜地で、竹が生い茂って山林と化しており、

農地への復旧や営農も困難である考えられるため、やむを得なく、地元担当委員としては非農地として認定して問題のないものと考えます。

また、2番につきまして、令和5年11月24日に岩井会長、中村委員、山口局長補佐と現地を確認しました。当該地は谷間（の土地で、原野と化しており、農地への復旧や営農も困難である考えられるため、こちらにつきましてもやむを得なく、地元担当委員としては非農地として認定して問題のないものと考えます。

以上です。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、37ページをお開きください。報告第2号、農地法第18条第6号の規定による通知について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については38ページの地図のとおりです。

以上で報告を終わります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 続きまして、報告第3号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、39ページをお開きください。報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については40ページの地図のとおりです。

以上で報告を終わります。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第3号を終わります。

議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
 令和6年2月6日火曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんの
 ご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和6年2月6日火曜日午後1時30分からと決定いたしま
 す。
 後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしく願いいたします。
 本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
 委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜
 りありがとうございました。
 これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後4時40分